

学識経験者意見

○学識経験者意見 1

九州大学大学院教授 元兼正浩

I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、平成 19 年改正により教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することを求めている（同法第 26 条 1 項）。県民の代表である県議会に対して、教育委員会が自身の活動の点検・評価を行い、これを詳らかに報告することは開かれた教育行政の推進に資するものであり、また県民への説明責任を果たしていく趣旨からも重要である。自己点検・評価の客観性を担保するためにこうして専門の異なる 3 名の学識経験者の意見を添える実施方法は、平成 19 年 7 月 31 日付の事務次官通達でも奨励されており、その制度趣旨（同条 2 項）にかなっているものとして評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

今回の点検・評価結果は、令和 3 年度の教育施策である 7 つの柱、13 の項目、28 の施策に沿って簡潔にまとめられている。その根拠となるデータもよく整理されている。ただし、エビデンスとは数字など計量データばかりではなく、質的データも重要である。量的データに焦点化すると、可視化できるものに偏ったり、数値目標を達成することが目的化したりする弊害が生じる恐れがある。教育委員会の権限に関する事務ということで条件整備など外的事項や間接的な取組が中心となるが、その成果が子どもたちの姿としてイメージできるよう、持続的な教育行政を着実に展開するための点検・評価の形式、そのあり方については引き続き検討していただきたい。

III 個別の点検・評価について

1 「教育委員会の活動状況について」

地教行法第 4 条 5 項で、地方公共団体の長は委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮され、適度に委員の交替がなされるなど新陳代謝が図られている。また、定例会でもオンライン開催の実績が 3 回に増えており、組織学習の場となる委員協議会も含め、オンライン等を活用した迅速で柔軟な協議の開催がさらに求められる。執行機関としての教育委員会の果たすべき役割は大きいからである。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のために学校訪問（学校行事・式典への出席、視

察、懇談等)の代替措置が一部なされたりもしたが、今後は教育委員が教育最前線に出向く機会をもっと増やし、教育長－教育委員会事務局(プロフェッショナル)とは異なる視角、立ち位置、住民代表として教育現場の空気を見取り、教育委員会の会議をリードしていただきたい。形骸化や形式化がしばしば指摘される狭義の合議制教育委員会には自ら活性化に向けたプレゼンス証明などの不断の努力が不可欠である。

2 「教育施策の推進状況について」

(1) ≪施策1≫確かな学力向上のための取組の推進

ここで学力を①知識・技能及び②思考力・判断力・表現力等と捉えるならば、全国学力・学習状況調査の結果からも学力の向上がうかがえ、関係各位の努力に敬意を表したい。ただ、学力の3要素(学校教育法第30条2項)からすれば、③主体的に学習に取り組む態度を養うこと(「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」が△全国平均より低い点)にやや課題が見受けられることは重く受け止めたい。新学習指導要領で求められている「学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養」にも不可分に関わり、子どもたちのウェルビーイング(幸福追求)のための根幹となるからである。課題や対応にあたって、この点をもっと検討していただきたい。

また、令和3年度に2年前より状況が悪くなっている折れ線グラフ(9頁)も気になる。学校の授業時間以外の学習時間は小・中学生で対極的である。また、教育課程の改善のためのPDCAサイクルを確立している学校が減っている。これらはコロナ禍の影響とも読み取れ、OODAループなど別視点のマネジメントなどを検討してもよいだろう。

(2) 体力の向上

≪施策2≫体力向上のための取組の推進

新型コロナウイルス感染拡大による影響は否めないが、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点平均値が、それ以前の平成30年度調査から右肩下がりになっている状況に対しては改善に向けた取組の検討の余地がある。新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に長期間休校を余儀なくされたり、部活動ができなくなったりした子どもたちの体力不足はこのように深刻な影響が出ており、「体力格差」の調査なども含めて実態を把握し、きめ細かな日常的な取組支援の強化をお願いしたい。

≪施策3≫体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合が目標値(65%)との関係で「△」になっているが、昨年度のコロナ禍にあっては比較的に健闘した数字だといえる。生涯スポーツの基礎づくりの時期として、日常的に身体を動かすことを楽しめる子どもを

増やす方法はさまざまなアプローチで可能であるが、その一つとしての運動部活動について、このたび地域移行に踏み込んだのは一歩前進である。

《施策4》健康教育の充実

従来の「性と心の健康」、「望ましい食習慣」に加え、ワンヘルスの理念に基づく取組推進が掲げられたのは一歩前進である。人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉える視点は公衆衛生の観点からも重要であろう。ただ、朝食摂取率については何年も横ばいのまま全国平均にも届いておらず、効果のある取組を擲り上げていくことが期待される。

(3) 豊かな心の醸成として、《施策5》道徳心を養う心の教育の充実、《施策6》実体験を重視した教育の推進、《施策7》いじめや不登校等への対応、《施策8》少年の非行防止と健全育成、《施策9》幼児教育の充実、《施策10》読書活動の充実の6施策が挙げられている。

この6施策の下で様々な取組・事業は行われているが、いずれもその結果として「心」がどれほど豊かに醸成されているのかという実態に迫る記述はない。指標の多くは「子どもの姿」を表すものではなく、施策自体の実施状況の数字で達成状況の評価を行っており、隔靴搔痒の感は否めない。心进行评估するような指標を設定すること自体は大変難しい課題であるが、学校現場には「子どもの姿」として教育活動の成果を求めるように、さらなる指標の工夫を求めたい。

(4) 学校、家庭、地域の連携・協働

《施策11》学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が指標とされるが、まずは県内の市町村にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を着実に進める啓発活動（量的拡大施策）、そして地域学校協働活動など質的な確保を同時にすすめる施策を積極的に展開していただきたい。成果・課題・対応の方向には共感できる。《施策12》家庭教育支援の充実は「学校、家庭、地域の連携・協働」の枠組にとどめず、保護者の権利や地域の教育意思を踏まえた学校づくり、コミュニティデザイン、社会に開かれた教育課程の実現などを推進したい。

(5) 教育環境づくり

教育環境づくりという項目で、《施策13》多様な教育ニーズへの対応、《施策14》ICTを活用した教育活動の推進、《施策15》児童生徒の安全確保、《施策16》学校施設の整備・充実、《施策17》教育機会の確保、《施策18》教員の指導力・学校の組織力の向上、以上の6施策が挙げられている。内容的には幅広いが、いずれも条件整備事務として重要であり、かつ多くの予算を必要とする施策である。GIGAスクール構想等によりICT環境の整備は進んだが、県立学校施設の老朽化対策は途半ばである。教育環境の充実は学びの質

を左右するので予算の重点配分をお願いしたい。また、子どもの貧困やヤングケアラーのように看過されてきた子どもたちの状況が多様であり、行政としてこうしたニーズに耳を傾け、環境整備を進める必要がある。《施策 17》の事業をはじめとする環境整備を引き続きお願いしたい。《施策 18》教員の指導力・学校の組織力向上のためにも、まずは教員の労働条件の向上、職場環境の改善がなければ、よい循環は生まれない。

(6) II 「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

II 「社会にはばたく力」を育成するとして《施策 19》個性や能力を伸ばす教育の充実、《施策 20》特別支援教育の推進、《施策 21》キャリア教育・職業教育の推進の3施策、III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成するとして《施策 22》国際的視野を持つ人材の育成を挙げている。これらは未来志向の施策である。これらの施策が福岡県総合計画（「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して）における教育分野を福岡県教育振興基本計画として位置づけ、さらに福岡県教育大綱（ふくおか未来人財育成ビジョン）や福岡県学校教育振興プランを反映しながら策定された経緯を物語っている。そして指標や成果と課題は概ね妥当である。

(7) 生涯学習社会をつくる、県民の文化活動、スポーツ活動を盛んにする、人権が尊重される心豊かな社会をつくる

最後に、《施策 23》から《施策 28》はひろく社会教育、生涯学習等にかかわる施策である。もとより教育委員会は「学校教育委員会」ではなく、その職務権限は地教行法の第 21 条に 19 項目（十三 スポーツに関すること 十四 文化財の保護に関すること…）が列挙されている。そしてこれらは学びを中核に据えた「まちづくり」施策であり、「県民幸福度日本一」をめざす福岡県にとって重要な施策である。ただ、「日本一」もそうだが、国民体育大会常時 8 位以内入賞を目指す（72 頁）などの数値目標を掲げるよりも、よりきめ細かなサービスを提供し、豊かな施策によって県民満足度を高める取組を期待したい。

各施策の点検・評価にあたって多くの注文もつけたが、この点検及び評価を拝見する限り、福岡県教育委員会は令和 3 年度も着実にその責務を果たしていることがうかがえる。

以上

○学識経験者意見 2

福岡教育大学教育学部教授 伊藤克治

I 点検・評価の実施方法等について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、福岡県教育委員会では、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部有識者3名の知見を活用して点検及び評価を行っている。報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公開しており、県民に対して説明責任を果たす姿勢が見られる。このように、単に報告書を作成するだけでなく、今後の効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たすという目的が達成できていることは評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

昨年に引き続き、報告書に記載されている各施策には指標が定められ、指標の概要と現状値、目標値、及び4段階の達成状況が示されている。この中で、可能なものについては、過去に遡って数値を示した評価を行っており、評価において重要な3要素（①客観性、②比較しやすさ、③分かりやすさ）が整っていることは評価できる。このように、質が高く、かつ、県民にも分かりやすい評価の継続が望まれる。

III 個別の点検・評価結果について

1 「教育委員会の活動状況について」

教育委員会会議は、定例会11回と臨時会10回が行われており、このうち、オンライン開催として定例会3回が行われている。さらに、15回もの委員協議会が開催（うちオンライン開催3回）され、積極的な議論が行われていることは高く評価できる。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校訪問ができなかったことはやむを得ないが、その代わりに外部機関との連携により教育現場の実態把握に努めたことは評価できる。引き続き、状況に応じた実施方法の工夫によって、教育現場の実態把握に努めていただきたい。

2 「教育施策の推進状況について」

《施策1》（1）確かな学力向上のための取組の推進

ここ数年の福岡県の「全国学力・学習状況調査における標準化得点」の推移を見ると、明らかな向上が見られる。特に、令和3年度では小学校と中学校の国語と算数・数学の全てにおいて全国平均を上回っており、目標値を達成している。これは、福岡県学力向上推進計画

に基づいて、これまでに様々な取組を継続して行ってきた成果であり、高く評価したい。ただ、「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」が全国平均よりも若干下回っているところが気になる。この質問に肯定的に回答した児童生徒ほど各教科の平均正答率が高い傾向が見られており、また、このことは以下で述べる探究学習で重視する要素であるため、今後の取組に期待したい。特に、近年の福岡県では教員の大量採用が続いているため、若年教員の研修という観点からも、これまでの取組を継続することが重要である。

一方、近年の大学入試問題でも、探究型の思考が問われる出題が増えている。これは、学習指導要領に示されている新しい学力観に沿ったものであり、小学校から高等学校まで一貫した探究的な学びが重要になったと言える。特に、高等学校の「総合的な探究の時間」をはじめ、「理数探究基礎・理数探究」、「古典探究」、「地理探究」などの新科目における探究的な学びが重要である。この際、資料や問題文などを読み解くための基盤となる読解力が欠かせないだけに、《施策 10》の「読書活動の充実」にも継続して取り組む必要もある。

なお、全国学力・学習状況調査における調査問題の評価の観点は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」に関わるものであり、調査問題は認知的能力を測定するものである。すなわち、現行の学習指導要領で示されている観点別学習状況の評価のうち、主に非認知的能力に相当する「主体的に学習に取り組む態度」が入っていないことに留意すべきである。このため、「資質・能力の三つの柱は、相互に関係し合いながら育成される」という現行の学習指導要領の考え方が活かされるように、日常の教育課程内外の活動で「学びに向かう力、人間性等」の育成にも引き続き取り組む必要がある。これに連動するのが、「主体的・対話的で深い学び」の推進であるが、福岡県では様々な研修や研究が行われており、成果の普及についても、ホームページやSNSを通して積極的に行われていることは高く評価できる。ただ、現在の新しい学力観は、学習指導要領を熟知している学校関係者には理解されているが、保護者や地域の方とも共有しておくことがコミュニティ・スクール推進の観点からも必要である。

《施策 4》（3）健康教育の充実

「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、令和3年度からワンヘルス教育推進事業が始まったばかりであるが、1年目で全ての学校へのリーフレットの配布や研究協力校における様々な授業実践が行われていることは高く評価できる。ワンヘルス教育は探究的な学びとの親和性が高いため、各教科での学力向上につながるものと期待される。それだけに、今後、研究協力校における教育課程内外での様々な実践が蓄積され、その成果が県内の高等学校に広く普及されることが望まれる。このような取組は、《施策 13》の対応欄に挙げられている「県立高等学校等の魅力向上に向けた取組」と軌を一にするものと言える。

《施策 11》（1）学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

小中義務教育学校における学校運営協議会の導入率は、令和2年度（全国 30.7%、福岡県 30.8%）から令和3年度（全国 37.3%、福岡県 36.2%）にかけて増加しており、各種研修会の実施による効果も見られる。法律（地教行法）によって全ての学校に学校運営協議会を設置することが努力義務になっているが、導入自体が目的化しないように、学校運営協議会の導入がもたらす効果について、研修会等を通して関係者の間で情報共有することが必要である。このことは、すでに長期間にわたって取り組んでいる学校についても、取組の質向上のために欠かせない視点である。それだけに、各種研修会の継続が重要である。

《施策 14》（2）ICTを活用した教育活動の推進

令和4年3月に小・中学校版、4月に県立学校版の「福岡県学校教育ICT活用推進方針」が策定されており、ICT活用の考え方と中期的な対応方針が詳細に示されていることは高く評価できる。これらの内容が、各研修会等を通して広く学校教育現場に周知されることが望まれる。これに関連して、福岡県教育センターのホームページの「ICT活用ページ」では、義務教育課での取組や国の取組へのリンクが張られており、情報を一元化していることは評価できる。ICT活用は、様々な学校での取組事例を参考にしてもらうことで、各学校への広がり期待されるため、引き続き、積極的な情報発信をお願いしたい。全国学力・学習状況調査結果から見えるように、ICT機器の活用に関して、学校に十分な知識をもった専門スタッフがいるなど、技術的にサポートできる体制が整備されているほど、ICTの活用頻度が高い傾向にある。したがって、ICT活用に関する情報発信と合わせて、ICT支援員の配置を継続して行う必要もある。

なお、OECD（経済協力開発機構）が3年ごとに行っているPISA（国際的な学習到達度テスト）は、2018年から本格的にCBT（コンピュータ使用型テスト）へ移行しており、今後、他のテストでもCBTが導入される可能性もある。児童生徒がICTを使うこと自体が目的化してはいけないが、学力を正確に測定するという視点で、児童生徒がコンピュータを「使いこなせる文房具」にしておく必要がある。この取組の中で、2018年のPISAで課題に上がった「情報を探し出す力」を育成することが望まれる。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

教育を取り巻く環境は年々変化しており、変化に対応する取組と継続する取組を同時に行う必要がある。福岡県では、地域の全体と部分を見据えた上で、そのバランスを取りながら、様々な特色ある取組が行われていることを高く評価したい。

以上

○学識経験者意見 3

九州共立大学スポーツ学部教授 山田 明

I 点検・評価の実施方法等について

「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について」に関する点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき実施され、議会に提出、県民に公表され、福岡県教育委員会による県民への説明責任を果たす役割を担っている。

報告書の構成は「教育委員会の活動状況」と「教育施策の進捗状況」からなる。施策の主な取組・事業の進捗に関して、具体的評価のエビデンス（根拠）を数値データ及びグラフで示し、簡潔な解説文によりわかりやすく説明されており、教育行政に対する県民の理解を深め、関心を高める工夫がなされている。

II 点検・評価書の形式等について

点検・評価の基になる福岡県教育施策実施計画（毎年度作成）は、福岡県教育大綱（福岡県総合計画の教育分野）及び福岡県学校教育振興プラン（平成 27 年策定、令和 4 年 3 月改定）の双方の理念を反映しており、県と福岡県教育委員会が一体となって教育施策に取り組む内容が明確に示され、県民に理解されやすい計画となっている。

この福岡県教育施策実施計画（令和 3 年度）に基づいた点検・評価書は、福岡県の「教育の基本目標」・「学校教育の目標」・「目指す姿」（福岡県教育大綱）を基本的なねらいとして示し、主な取組・事業、具体的指標、成果、課題、今後の対応についてデータ数値も含め客観的かつ具体的に整理されており、内容把握が容易になっている点が評価される。

III 個別の点検・評価結果について

1 教育委員会の活動状況について

委員構成について、地教行法に定める保護者を含めた性別、職業等の要件を満たしており、適切な運営が担保できている。教育委員会会議 21 回（定例 11 回、内オンライン 3 回、臨時会 10 回）、委員協議会 15 回（内オンライン 3 回）を確保しており、充実した委員会活動が認められる。レイマンコントロールが効果的に機能するため、各委員の専門職としての研鑽を引き続きお願いしたい。令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症が教育現場への大きな壁となった。学校訪問の代替措置として実施された福岡県立大学の不登校ひきこもりサポートセンターとのオンラインによる意見交換を評価したい。学校関係者との懇談は、教育現場の把握や県民の教育行政に関する意向を反映させるために重要である。

教育施策の推進状況について

(1) 施策1 確かな学力向上のための取組の推進

令和3年度全国学力・学習状況調査について、標準化得点の教科ごとの平均値は小学校及び中学校の国語・算数(数学)ともに全国平均を上回っている。小学校は4回連続で全国平均を上回り、中学校は5回連続で改善傾向にある。これは本県関係者の取組が一体となった成果だと思われる。また、学力向上に関する検証改善サイクル確立も全国平均を上回っており、具体的施策の検証が教育行政に生かされている証拠であろう。引き続き、教育現場の実態を踏まえた効果的で着実な学力向上施策を継続されることを期待したい。しかし、家庭での学習習慣が定着していない児童・生徒の現状は、依然として課題(小学校40.3%、中学校26.6%)となっている。学校・家庭の連携・協働を通じた具体的対策が必要である。

(2) 施策2 体力向上のための取組の推進

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、小学校・中学校の男女、すべての区分で県平均値が全国平均値を上回っている(小・男子6回連続、中・男子5回連続、小中・女子4回連続)ことは評価できる。関係者の取組が大きな要因であろう。しかし、令和元年度から見られる本県も含めた体力・運動能力の全国的な低下傾向について、検証と対策が喫緊の課題である。種目により他の自治体と同様の課題(例えば小学校におけるシャトルラン、反復横跳び等)があり、その改善が望まれる。

学校体育、地域スポーツ等の地域人材の活用が議論されている。生涯スポーツの普及における運動習慣形成の視点から、子どもの体力低下への対策ともなりうる学校運動部活動の地域移行や総合型地域スポーツクラブの活用などが検討に値する。併せて地域人材の育成としての指導者研修会が充実することも期待したい。

(3) 施策6 実体験を重視した教育の推進

新型コロナウイルス感染症が子どもの体験活動(生活体験・自然体験・社会体験)を抑制しているが、子どもの育ちに有効な手段として活動を止めない取組が望まれる。新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じた上で創意工夫のもと、できる範囲での体験活動を継続していただきたい。このような状況の中で、ふくおか体験活動出前隊事業は時宜を得た教育施策として評価できる。また、福岡県立社会教育3施設における障がい者等に対する体験活動の実施は、社会的ニーズがあるだけに着実に実施された意義は大きい。さらに、鍛ほめ福岡メソッドのさらなる取組として、鍛ほめ通学合宿事業の推進に期待したい。

(4) 施策11 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

学校運営協議会を設置している市町村数及び学校数が増加し、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進が拡充している。教育的意義の理解が地域に広がった証拠

であろう。今後は、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進のさらなる周知とともに未実施市町村に対するサポート（仕組み・人材発掘・育成の取組・運営方法等）体制の推進が課題となる。

（５）施策 12・23・24 家庭教育支援の充実・社会教育活動の推進・社会教育施設の充実
社会教育支援（家庭教育支援を含む）として実施されたふくおか社会教育応援隊事業（56市町村 690 回派遣）、福岡県立の社会教育施設である社会教育総合センター、玄海少年自然の家、英彦山青年の家、県立図書館、青少年科学館の取組（オンライン、感染リスクを考慮した対面での実施、施設利用等）によって、コロナ禍にあっても多くの関係者が活用した実績は評価できる。家庭教育支援を含めた社会教育活動の推進として、子どもの体験活動をサポートする人材養成は注目に値する。福岡県教育委員会と子ども会育成連合会が連携して実施しているプレイリーダー研修（指導者）は、子どもの体力低下への対策、放課後の青少年育成にも効果的であり、さらに充実していただきたい。

（６）施策 27 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

トップアスリートによる競技スポーツの活躍は、生涯スポーツ普及への好循環をもたらす。その観点から、国体選手強化事業、競技者育成プログラム、ジュニアアスリートの発掘・指導する一貫性システム構築プログラムの策定は評価したい。現在、スポーツ基本法（スポーツ基本計画）が推奨するスポーツへの関わり方（する人、みる人、支える人）について、全国的にする人の減少、みる人の増加が指摘されている。本県では国民体育大会出場権獲得数の減少もあり、スポーツ立県福岡を目指すにあたり、する人の増加、子どもの体力低下対策が重要である。運動嫌いをなくしスポーツをより好きになる具体的取組が望まれる。

（７）施策 28 人権教育・人権啓発の推進

指導者用手引書の作成にむけての学習展開例に基づく検証授業の実施、人権教育指導者養成連続講座（小・中・県立高 33 名、累計 497 名）、市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会（社会教育 75 名、公立学校教職員 215 名）など人権担当者や人権指導者の養成への一連の取組は評価できる。留意していただきたい点は、配布される予定の指導者用手引書の教育現場での実施と検証、若年層教職員の参加促進（人権意識・知識・指導力向上）、保護者（家庭）への啓発も意識した研修内容の必要性である。

以上